

議案第63号

福岡市立霊園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、霊園に合葬式墓所を新設することに伴い、その使用料の額を定める等の必要があるによる。

福岡市立霊園条例の一部を改正する条例

福岡市立霊園条例（昭和30年福岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般墓所 墳墓の設置のために区画した普通墓所及び芝生墓所をいう。
- (2) 合葬式墓所 多数の焼骨を一体的に埋蔵するための墓所をいう。
- (3) 個別埋蔵室 合葬式墓所内で、個別に焼骨を埋蔵するための場所をいう。
- (4) 合同埋蔵室 合葬式墓所内で、多数の焼骨を合同して埋蔵するための場所をいう。

第3条に次の2項を加える。

- 2 合葬式墓所の利用の許可において、個別埋蔵室に焼骨を埋蔵することができる期間は、利用の許可を受けた日から起算して10年、20年又は30年とする。
- 3 霊園を利用しようとする者は、本市に住所を有する者でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - (1) 一般墓所の利用の許可を受けた者（以下「一般墓所利用者」という。）が、合葬式墓所の利用を目的として当該利用地の全部を市長に返還する場合
  - (2) 相当の理由があると市長が認める場合

第4条を削る。

第4条の2の見出し中「利用者」を「利用予定者」に改め、同条第1項本文中「利用者」を「利用の許可を受けることができる者（以下「利用予定者」という。）」に、「利用申請」を「利用の申込み」に改め、同項ただし書及び第1号中「利用者」を「利用予定者」に改め、同項第2号中「前号」を「前2号」に、「利用者」を「利用予定者」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 一般墓所利用者が、合葬式墓所の利用を目的として当該利用地の全部を市長に返還する場合であつて、その者を利用予定者とする必要があると認めるとき。

第4条の2第2項中「霊園」を「一般墓所」に、「利用申請」を「利用の申込み」に、「その公募の都度1世帯又は1団体につき利用地1箇所に限るものとする」を「次に掲げる要件を満たさなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) その公募の都度1世帯又は1団体につき利用地1箇所についての申込みであること。
- (2) 利用しようとする者が、合葬式墓所の利用の許可を受けた者（以下「合葬式墓所利用者」という。）又は死後においてその焼骨が合葬式墓所に埋蔵される予定の者でないこと。

第4条の2に次の1項を加える。

3 合葬式墓所を利用しようとする者が第1項本文の公募に応じて合葬式墓所の利用の申込みを行う場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) その公募の都度1人につき一の利用権についての申込みであること。
- (2) 利用しようとする者が、一般墓所利用者でないこと。
- (3) 利用しようとする者が、一般墓所利用者の死亡その他の理由により祭祀を承継する予定の者でないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める要件を満たすこと。

第4条の2を第4条とする。

第4条の3の見出し中「利用者」を「利用予定者」に改め、同条第1項中「利用申請」を「利用の申込み」に、「利用者」を「利用予定者」に改め、同条第2項中「利用者」を「利用予定者」に改め、同条第3項中「利用者が」を「利用予定者が」に、「当該利用地の利用者」を「利用予定者」に改め、同条を第4条の2とし、同条の次に次の3条を加える。

(利用予定者からの利用の申請)

第4条の3 利用予定者として定められた者は、規則で定める期間内に、規則で定めるところにより、利用の申請を行わなければならない。

(一般墓所の返還に伴う合葬式墓所の利用の申請)

第4条の4 一般墓所利用者が、合葬式墓所の利用を目的として当該利用地を市長に返還するときは、当該一般墓所利用者を合葬式墓所の利用予定者とみなす。

2 前項の規定による利用予定者が合葬式墓所の利用の申請を行う場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 埋蔵しようとする焼骨が、利用の申請を行う際に当該一般墓所に埋蔵されている焼骨並びに当該利用予定者及び規則で定める者1名までの死後における焼骨であること。

(2) 埋蔵方法が、直接合葬（個別埋蔵室に焼骨を埋蔵せずに、直接、合同埋蔵室に焼骨を埋蔵する方法をいう。以下同じ。）であること。

(許可証の交付)

第4条の5 一般墓所及び合葬式墓所の利用の許可は、霊園利用許可証を交付して行うものとする。

第5条の見出し中「利用地」を「一般墓所における利用地」に改め、同条中「霊園の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）」を「一般墓所利用者」に、「市長が」を「規則で」に改める。

第5条の2の見出し中「利用」を「一般墓所における利用」に改め、同条中「利用者」を「一般墓所利用者」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(合葬式墓所における利用の制限)

第5条の3 合葬式墓所には、利用の許可に係る焼骨に限り、埋蔵することができる。

2 前項の焼骨は、変更することができない。

3 個別埋蔵室に埋蔵する焼骨の容器は、規則で定める基準に適合したものでなければならない。

4 個別埋蔵室及び合同埋蔵室には、立ち入ることができない。

(死後においてその焼骨が合葬式墓所に埋蔵される予定の者のとるべき措置)

第5条の4 死後においてその焼骨が合葬式墓所に埋蔵される予定の者は、あらかじめ、その焼骨が埋蔵されるよう必要な措置を講じておくものとする。

第6条第1項中「利用者」を「一般墓所利用者及び合葬式墓所利用者」に改め、同条第2

項中「利用者が」を「一般墓所利用者及び合葬式墓所利用者が」に、「利用者から」を「当該一般墓所利用者及び合葬式墓所利用者から」に改める。

第7条の見出し中「利用地」を「一般墓所における利用地」に改め、同条中「なつたとき」の次に「、又は合葬式墓所の利用を目的として利用地の全部を市長に返還するとき」を加え、「利用者」を「一般墓所利用者」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第8条の見出し及び同条第1項中「利用地」を「一般墓所における利用地」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(合葬式墓所における焼骨の返還等)

第8条の2 合葬式墓所に埋蔵された焼骨は、返還しない。ただし、焼骨が個別埋蔵室に埋蔵されている期間中に、合葬式墓所利用者がやむを得ない理由により返還を求める旨の申出を行つた場合であつて、市長が認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の申出があつたときは、当該焼骨に係る合葬式墓所の利用権は消滅する。

3 合葬式墓所利用者は、合葬式墓所に焼骨を埋蔵したことがない場合において利用権が不要になつたときは、当該利用権を放棄することができる。

第9条第1項中「利用者が」を削り、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「又は利用地」を「、又は一般墓所の利用地」に改め、同項第4号中「受けた日」の次に「(合葬式墓所にあつては、利用の許可を受けた日又は死後においてその焼骨が合葬式墓所に埋蔵される予定の者が死亡した日(当該者が2人の場合にあつては、その死亡した日のうち遅い日)のうちいずれか遅い日)」を加え、同項第5号中「又はこれに基いて定める規則」を「若しくはこれに基づく規則の規定又はこれらの規定による市長の命令」に改め、同条第2項中「利用者」を「一般墓所利用者」に改め、同条第3項中「利用者が前項本文の」を「一般墓所利用者が前項に規定する」に、「利用者から」を「当該一般墓所利用者から」に改める。

第10条の見出し中「利用権」を「一般墓所における利用権」に改め、同条中「一に」を「いずれかに」に、「霊園」を「一般墓所」に改め、同条第1号中「利用者が」を「一般墓所利用者が」に、「又は利用者」を「、又は一般墓所利用者」に改め、同条第2号中「利用者」を「一般墓所利用者」に改める。

第11条第2項中「利用者」を「一般墓所利用者」に改める。

第12条中「利用者」を「一般墓所利用者」に、「速やかに市長に届け出、その承認を得て」を「一般墓所の」に改め、同条に次の2項を加える。

2 合葬式墓所の利用権は、承継することができない。ただし、規則で定める者にあつては、この限りでない。

3 前2項の規定による承継をしようとする者は、速やかに市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

第13条及び第14条第1項中「墓所」を「一般墓所」に改める。

第15条第2項を次のように改める。

2 前項の使用料は、前納とする。

第16条中「第4条ただし書」を「第3条第3項ただし書」に、「前条に定める額の5割増」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 一般墓所 前条に定める額の5割増しの額

(2) 合葬式墓所 前条に定める額の5割増しの額（一般墓所の返還に伴い合葬式墓所の利用の許可をする場合にあつては、前条に定める額）

第17条の見出しを「（一般墓所の管理料）」に改め、同条中「霊園の利用者」を「一般墓所利用者」に改める。

第18条ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、一般墓所利用者が利用の許可を受けた後3年以内に利用地の全部を返還したときは、既納の使用料の半額を還付する。

3 第1項の規定にかかわらず、合葬式墓所利用者が合葬式墓所に焼骨を埋蔵したことがない場合であつて、利用の許可を受けた後3年以内に利用権を放棄したときは、既納の使用料の半額を還付する。

第19条の見出し中「土地」を「一般墓所における土地」に改め、同条第1項中「利用者」を「一般墓所利用者」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2

区 分	墓所の種別，埋蔵方法及び個別埋蔵室に焼骨を埋蔵することができる期間		単 位	使用料	
福岡市立平尾霊園	普通墓所		1平方メートルにつき	260,000円	
	合葬式墓所	直接合葬	1体につき	64,000円	
		個別埋蔵後合葬		個別埋蔵室に焼骨を埋蔵することができる期間が10年間	112,000円
				個別埋蔵室に焼骨を埋蔵することができる期間が20年間	160,000円
個別埋蔵室に焼骨を埋蔵することができる期間が30年間	208,000円				
福岡市立三日月山霊園	普通墓所		1平方メートルにつき	175,000円	
福岡市立西部霊園	普通墓所及び芝生墓所		1平方メートルにつき	172,000円	

備考 この表において、「個別埋蔵後合葬」とは、個別埋蔵室に焼骨を埋蔵し、その後、合同埋蔵室に当該焼骨を埋蔵する方法をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(供用開始日)

- 2 この条例の施行にかかわらず、合葬式墓所の供用は、規則で定める日から開始する。